

後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用について

当院では、厚生労働省の後発医薬品使用促進の方針に従い、**後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。**

当院の後発医薬品におきましては、品質・安全性・安定供給等を慎重に検討し、有効かつ安全な製品を使用しておりますのでご安心ください。

現在、一部の医薬品におきましては、十分な供給が難しい状況が続いております。

医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施していますが、状況により以下の対応を行う場合がございます。

- 同一成分・同一薬効の医薬品への変更
- 処方日数の変更
- 治療計画等の見直し

一般名処方及び選定療養について

当院では、**後発医薬品のある医薬品において一般名処方を実施しております。** ※一般名処方が出来ない場合もあります。

一般名処方とは、『商品名』ではなく『有効成分名』を処方箋に記載することです。

患者様ご自身が、保険薬局で先発医薬品（長期収載品を含む）または後発医薬品を選択することができます。

令和6年10月より、患者様の希望で長期収載品を処方した場合選定療養費のお支払いが生じます。

※保険薬局で後発品最高価格帯との差額の4分の1相当をお支払い

選定療養は保険給付ではない為、公費負担医療制度をご利用の場合も負担の対象となります。

ただし、医師により医療上の必要性があると認められた場合は、選定療養費負担の対象外となります。（保険給付）

ご不明な点がございましたら、ご相談ください。

